

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	障害児施設措置・給付		担当部局庁	社会援護局 障害保健福祉部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	昭和23年度		担当課室	障害福祉課 障害児・発達障害者支援室		阿萬 哲也	
会計区分	一般会計		政策・施策名	Ⅷ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること。			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	児童福祉法第53条		関係する計画、通知等	障害者施設措置費(給付費等)国庫負担金について 等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	障害児入所施設等において、障害のある児童に対する保護、訓練等を行い、もって、障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	別紙のとおり						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	71,025	71,234	56,622	67,100	91,094
		補正予算					
		繰越し等			10,175		
	計	71,025	71,234	66,797	67,100	91,094	
	執行額	68,297	69,138	66,797			
執行率(%)	96%	97%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	障害児施設措置費・給付費は、障害児入所施設に入所した児童等の保護育成に要する経費を支弁するものであり、成果目標等を立てることにはなじまない。			成果実績	—	—	—
			達成度	%	—	—	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	施設利用人員 上段:措置人員(月) 下段:契約人員(日)			活動実績 (当初見込み)	人	64,313 9,964,096	66,896 8,126,328 (68,001) (10,828,804)
単位当たりコスト	措置:169,849(円/月・人) 契約:7,036(円/日・人)		算出根拠	措置:H23確定額11,362,204,643円/施設利用人員66,896人 契約:H23確定額57,173,659,037円/施設利用人員8,126,328人			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	措置費	10,174	11,339	障害児入所施設等を利用する児童の増加等			
	給付費	56,926	79,755				
計	67,100	91,094					

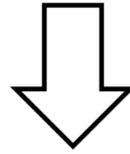
事業所管部局による点検					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本負担金については、障害児入所施設等に入所した児童の保護育成に要する法律に義務づけられた経費を支弁するものである。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本負担金については、法律で国の負担が義務づけられている。また、制度的に全国、同じ内容・水準で実施されるべきであるため、国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	本負担金については、法律に義務づけられた障害児入所施設等に入所した児童の保護育成に要する経費を支弁するものであるため、優先度の高い事業である。	
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	本負担金については、障害児入所施設等に入所した児童の保護育成に要する必要な経費を支弁されているものであり、国として妥当な水準を設定している。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本負担金については、障害児入所施設等に入所した児童の保護育成に要する必要な経費を支弁するものに限定している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は、ほぼ見込みどおりとなっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点 検 結 果	本負担金については障害児入所施設等に入所した児童の保護育成に要する法律に義務づけられた経費を支弁するものであり、活動実績は見込みに見合ったものとなっている。 また、経費についても、障害児入所施設に入所等した児童の保護育成に要するものに限定していることから、適切である。				
外部有識者の所見					
外部有識者点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現 状 通 り	本事業は児童福祉法に基づく必要な事業であることから、見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び所要の予算額を要求すること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現 状 通 り	-				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	497	平成23年	450	平成24年	393

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

(平成24年度執行見込み額)

厚生労働省 66,797百万円

〔障害児施設の入所等に要する費用について支弁〕



【負担】

A 都道府県・市町村(1,640)
66,797百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
障害児入所給付費等	契約により、障害児入所施設等を利用した場合に要する費用	1,023			
障害児入所措置費	虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用	635			
計		1,658	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	障害児の措置費の支弁、障害児施設給付費の支給	1,658		
2	北海道	障害児の措置費の支弁、障害児施設給付費の支給	1,072		
3	大阪府	障害児の措置費の支弁、障害児施設給付費の支給	1,013		
4	兵庫県	障害児の措置費の支弁、障害児施設給付費の支給	819		
5	千葉県	障害児の措置費の支弁、障害児施設給付費の支給	795		
6	福岡県	障害児の措置費の支弁、障害児施設給付費の支給	712		
7	埼玉県	障害児の措置費の支弁、障害児施設給付費の支給	681		
8	愛知県	障害児の措置費の支弁、障害児施設給付費の支給	641		
9	大阪府	障害児の措置費の支弁、障害児施設給付費の支給	629		
10	福島県	障害児の措置費の支弁、障害児施設給付費の支給	569		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事業名	事業内容
障害児通所・入所給付費等	<p>都道府県等が支弁する障害児通所給付費及び障害児入所措置費・給付費に要する費用の1/2を負担するもの。(児童福祉法第53条)</p> <p>○ 事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児施設措置費 (入所) 虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用。 (通所) 障害児通所支援を必要とする障害児の保護者がやむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援を提供した場合に要する費用。 ・障害児施設給付費 (入所) 契約により、障害児入所施設等を利用した場合に要する費用。 (通所) 契約により、障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用。 <p>○ 実施主体、負担率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所措置費・給付費 実施主体:市町村 負担率:1/2(負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4) ・障害児入所措置費・給付費 実施主体:都道府県、指定都市、児童相談所設置市 負担率:1/2(負担割合 国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2)
障害児相談支援給付費	<p>○ 事業概要</p> <p>障害児の心身の状況等を勘案し、障害児の通所サービスに係る障害児支援利用計画を作成するとともに、障害児の通所サービスの利用状況を検証し、障害児支援利用計画の見直し等を行う。</p> <p>○ 実施主体:市町村</p> <p>○ 負担率:1/2(負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)</p>